

問は問い合わせ先です

木造住宅耐震対策事業・わが家の耐震を見直してみませんか？

国の地震調査委員会が公表した「宮城県沖地震の長期評価」では、平成36年までに90%、平成46年までに99%の確率で、マグニチュード8クラスの大規模地震が発生すると予測されています。本市では、多くの市民が居住する木造住宅の倒壊を防ぎ、人的被害を軽減するため、各種助成事業を実施しています。ぜひご利用ください。

■木造住宅耐震診断助成事業

●概要 住宅所有者の申請により、木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。

●対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築した木造在来工法の一戸建て住宅（現在の建築基準法耐震基準が施行される以前の住宅）

●助成内容 助成対象の限度額は14万4千円。そのうち、市が13万6千円を助成し、個人負担が8千円となります。なお、14万4千円を超える部分（建物の延べ面積が

200㎡以上）の費用は自己負担となります。

■木造住宅耐震改修工事助成事業

●概要 住宅所有者が耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。貸家についても対象となります。

●対象建築物 木造住宅耐震診断助成事業で作成した耐震改修計画に基づき、改修工事を行う住宅

●助成内容 工事費用のうち、90万円までについて、3分の1を助成します。残り3分の2と90万円を超える費用は自己負担です。

■税の優遇措置について

この事業で工事を行った方やその建物に対して、所得税と固定資産税を優遇する措置があります（独自に行ったものは対象外）。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ先 建設課建築住宅係（市庁舎2階）

☎22-1326

公証役場を「利用ください」

公証制度は、遺言や任意後見契約など、市民の権利を守り、法的紛争を防止するのに大きな役割を果たしています。

あなたの大切な財産を契約や遺言で守るため、国の機関である公証役場を活用してください。公証役場では、遺言書の作成や借用証書、土地建物賃貸借契約書、離婚に伴う慰謝料、養育費、財産分与などに関する契約書の作成、会社の定款認証などの事務を取り扱っています。また、書類作成のための相談をお受けしていますので、ぜひご利用ください。相談料は無料で、秘密は厳守されます。

●執務時間 9時～17時

※土・日・祝日を除きます。

●問い合わせ先 大河原町字新南35-3（大河原郵便局隣）法務省仙台法務局所属大河原公証役場

☎0224-53-2265

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」③

今回は資源ごみ「プラスチック類」の分別・出し方です。材質がシャンプー容器のように、比較的硬質のもので、大ききの基準が次の要件に該当するものがプラスチック類となります。

●ポリおけやバケツなどの丸容器は、直径および長さが40cm以下のもの。

●食器カゴやブランターなどの角容器は、長さが40cm以下のもの。

●ウインドウオッシャー液などのポリタンク容器は、容量が4リットル以下のもの。

■主なプラスチック類

・ボトル類：シャンプー、リンス、液体洗剤、しようゆ（※ペットボトル類のものあり）、めんつゆ、ソースなど

・ドレッシング、食用油の容器

・ウエットティッシュ容器

・タッパー類

・食品トレイ

・湿気取り剤容器（水は捨てること）

・クリアファイル、クリアホルダー

・ハンガー（針金の入っているものはもやせないごみへ）

●分別の注意点

☑が付いているも、卵パックやイチゴパック、カップめん容器、ケチャップなどのチューブ、プリンやヨーグルト（※内側がワック加工していないものは雑紙類）、納豆の容器など材質が柔らかいものは、もやせるごみとなります。

また、CD・DVDおよびケース類（ビデオテープ、カセットテープ・MO・MDのケース）はプラスチック類となりますが、ビデオテープ、カセットテープ、フロップディスク、MD本体はもやせるごみとなります。食品トレイや卵パックについては、店頭回収もご利用ください。

ごみの分別・出し方について、詳しくは「ごみの分別・出し方ガイドブック保存版」をご覧ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

犯罪被害相談窓口を設置しています

宮城県警察では、県民の方々犯罪被害に遭わないようするため、また、万一被害に遭った場合の解決に向けて相談電話を設置しています。困っているときは、た

めらわずにご相談ください。

●白石警察署 ☎25-2138

●警察総合相談電話 ☎022-266-9110

●プッシュ回線 #9110

地籍調査を追加実施します

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者の立ち会いの下、地番や地目、境界、面積を調査するものです。本年度においては、11

月上旬から越河五賀字荒屋敷など19区域で追加調査を実施します。で、土地所有者の皆さまの協力をお願いします。



▲地籍調査追加実施区域

12月4日から12月10日は人権週間です

12月4日から12月10日は人権週間です。仙南地区でも、人権週間に併せたさまざまな啓発行事が行われます。ぜひお越しください。

●日時 12月1日（土）10時～15時

●場所 大河原町「フォルテ」

●内容 人KENまるる君・あゆみちゃんとのジャンケン大会、人KENバンド演奏、人KEN輪投げ大会、チラシ配布など

◎仙台市法務局大河原総務課

☎0224-52-6053

議会を傍聴しませんか

12月の市議会定例会は12月4日（火）開会予定です。詳しい日程は、議会運営委員会が決定します。で、議会事務局までお問い合わせください。また、白石市ホームページの「市議会のページ」でもご覧いただけます。

■ホームページをご覧ください

市議会のホームページは、議案の審議結果など、市議会の情報が満載です。ぜひご覧ください。

◎議会事務局 ☎22-1351

VICTORY 知ってる？

Do you know?

「不当・架空請求文書の配達」法律事務所や公的機関を名乗る

最近、このコーナーでも以前ご紹介した「民事裁判取り下げ」や「通販未払い督促」、「民事訴訟最終通告書」などの通知書が再び増えてきました。今月号では、法律事務所や公的機関を名乗った「不当・架空請求」についてご紹介します。

●被害に遭った方の事例

半年前、通販で1万円のダイエット健康食品を購入しましたが、支払いをしないままです。そんな時、東京の〇〇法律事務所から「通販で購入した商品の未納があります。下記の事務所まで至急お電話を」という内容の封書が届きました。電話をすると「す

左に「不当・架空請求」のはがきや封書の事例を掲載しました。このようなはがきが届いても、連絡は絶対にしないでください。届いたときはまず、当相談室にご相談ください。

ぐ30万円を振り込んでください。振り込まないと裁判になります。」と言われ、慌ててお金を振り込みました。

その後、〇〇法律事務所に振り込んだこと伝えると、「よく調べたらもつとあった」と言われました。その時に初めて振り込み詐欺ではないかと感じ、警察へ行きま

した。

民事訴訟最終通告書

このたび、ご通知いたしましたのは、あなたの納付されていない消費料金について契約会社、運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされ、訴訟手続きが開始されていることをご通知いたします。

このままご連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達による出廷命令が送付されます。なお、裁判後の措置として、裁判所による執行証書交付の下、給料差し押さえおよび動産・不動産の差し押さえを裁判所執行官の立ち会いの下で強制的に執行させていただきますのでご了承ください。

訴訟内容および訴訟取り下げなどのご相談につきましては、受付時間内にて承っておりますので管理課職員までお問い合わせください。

なお、書面での通達となりますのでプライバシーの保護のため、ご本人さまからご連絡いただきますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通告とさせていただきます。

訴訟番号 平成19年（イ）第5813号
訴訟取り下げ最終期日 平成19年11月1日
(管理課) ☎0120-054-****
受付時間 9:00～18:00
休日 土・日・祝祭日
東京都千代田区****1-21-2
法務局認定法人 民事総合管理事務局